

交通広告取扱管理業務委託
仕様書

神戸市交通局営業課

本仕様書は、神戸市交通局（以下、「甲」という。）が、交通広告取扱管理業務（以下「本業務」という。）を受託する事業者（以下「乙」という。）に業務を委託するのに際し、必要な事項を定めるものである。

1. 用語説明

行政広告：神戸市市長部局・水道局等（外郭団体は原則含まれない）からの申込による広告

業務広告：甲の実施する各業務において市民や乗客等に対し広く周知すべき内容についての広告

指定代理店：神戸市交通局指定広告代理店（別表Ⅰ）

広告者：広告の掲出について承認を受けた者

広告物：実際に掲出するもの。（ポスターやパンフレット、シート、動画、画像など。）

意匠：広告物のデザインや内容、記載されている表現を指す。

従業員：本業務に従事する乙の人員すべてを指す。

広告料収入：基準価格（基準価格がない媒体については販売価格）に基づく販売金額

2. 契約期間

2027年4月1日より2032年3月31日の5年間とする。

3. 本業務の概要（詳細は別紙①「業務内容詳細」に記載する）

本業務の内容は次のとおりとする。

- (1) 総代理業務
- (2) 広告企画業務
- (3) 広告販売業務
- (4) 広告媒体維持管理業務
- (5) 業務広告掲出管理業務

4. 広告媒体について

媒体の種類・広告料金等については、神戸市交通局広告取扱規程のとおりとする。

（詳細は、参考資料「広告媒体別料金表」のとおり）

※神戸市交通局広告取扱規程

https://www1.g-reiki.net/city.kobe/reiki_honbun/k302RG00001104.html

※メディアガイド

<https://kotsu.city.kobe.lg.jp/wpcontent/uploads/2abcc0cad3a2c8d15072bc5cdcd92999.pdf>

5. 経過措置期間について

原則、2027年4月1日から2028年3月31日は経過措置期間として、既存の広告料金

や広告販売に関するルール及び指定代理店手数料率を変更しない。

ただし、甲と乙及び指定代理店との十分な協議の上、広告料の確実な増収が見込まれる場合はこの限りではない。

6. 本業務にかかる委託費について

(1) 業務委託費

費用 区分	業務内容	積算方法
実 績 変 動	(1)総代理業務 (2)広告企画業務 (3)広告販売業務 (4)広告媒体維持管理業務	毎月の広告料収入（＝実績）に応じての支払い。 甲が特別に定める場合を除き、別表Ⅱ「広告委託料及び指定代理店手数料一覧」の通り、毎月の広告料金に応じて支払うものとする。 (実際は、委託料及び指定代理店手数料を差し引いた金額を甲へ納金する手続きとする。)
定 額 固 定	(5)業務広告掲出管理業務	業務広告の受付・掲出・撤去業務にあたる支払い。 【固定金額】 (高速鉄道) 総額（5年）：31,527,540 円(税抜 28,661,400 円) 各 月：525,459 円(税抜 477,690 円) (乗合自動車) 総額（5年）：15,774,000 円(税抜 14,340,000 円) 各 月：262,900 円(税抜 239,000 円) 各月の検査終了後に請求書を受理した日から 30 日以内に支払う。

(2) 広告料収入目標達成時のインセンティブ制度

以下の条件を満たした場合に、下記付与金額計算式に基づき、インセンティブを付与する。

【付与条件】以下①②を満たしていること

①提案目標値≧局目標値

②実績値＞提案目標値

(用語の定義)

・提案目標値

企画提案書における(2)業務運営方針③収支計画における売上(広告料収入)目標

・局目標値(単位：千円、税抜)

2027 年	2028 年	2029 年	2030 年	2031 年
385,000	395,000	405,000	415,000	425,000

・実績値

受託事業者精算分における各年度の売上(広告料収入)実績値(税抜)

【付与金額計算式】

目標超過額（実績値 - 提案目標値） × 提案目標達成率（実績値 / 提案目標値 - 1）

※付与金額の上限は1,000万円（税抜）とする

※円未満は切り捨て

7. 本業務にかかる費用負担について

原則、本業務委託料の中に含まれるものとして乙の負担とする。

（例：掲出作業にかかわる物品購入費・配送費・移送費 等）

但し、以下の場合は甲が負担するものとする。

（1）甲の都合による市バス車両の営業所移設及び事故対応に伴う広告貼替費用

（2）その他、甲乙協議の上決定したもの。

8. 現受託事業者のかかわる精算について

広告料精算（年度をまたぐ広告物等）および指定代理店保証金等の精算については、別途甲乙及び現受託事業者と協議するものとする。

9. 関係事業者との契約について

業務を遂行するにあたり、関係事業者と別途契約を締結する必要がある。

例）販売業務に関する指定代理店との契約

デジタルサイネージの管理運営に関する契約（参考資料参照）

持込媒体や買切媒体に関する各種契約等

10. 引継ぎ

乙が契約期間満了後に、次期本業務受託者（以下、「次期受託者」という。）に引継ぐ際は、業務遂行に支障をきたさぬよう、本契約の契約期間中に業務引継書や、本業務の実施に必要なマニュアル等の文書及びデータ等を作成し、甲及び次期受託者に提供しなければならない。なお、マニュアルの著作権は甲に帰属する。

11. 契約期間途中の解約

契約期間中、原則として乙から契約解除は出来ない。

12. その他遵守事項

（1）乙は、神戸市交通局委託契約約款の他、甲が遵守することを求める神戸市交通局広告取扱規程、交通局広告掲出審査基準（別紙②）、交通局広告作業責任者資格認定基準及び交通局広告作業安全作業心得（別紙③）、その他これらに類するものを忠実に守らなければならない。

（2）前項の遵守事項について、指定代理店、広告主及び施工業者等その他交通局施設へ立

ち入りする者にも遵守させなければならない。

- (3) 駅構内、車庫、基地等の関係各所及び営業所等に立ち入る場合には、社員証(身分証)を携行のうえ、甲が指定している腕章を着用し、関係者の指示に従わなければならない。
- (4) 地下鉄における駅間移動、市バスによるバス停等の移動については、必ず乗車券を購入する等、適切な乗車料を支払わなければならない。不正乗車については乗車料条例に基づき対処する。
- (5) その他本業務に関し、甲の指示に従うこと。

13. 疑義

この仕様書に定めのない事項及び疑義のある事項については、必要に応じて甲乙で協議するものとする。

別表Ⅰ：神戸市交通局指定広告代理店一覧

代 理 店 名	郵便番号	住 所	TEL
株式会社 N K B 大阪支社	530-0001	大阪市北区梅田2丁目4-13 阪神産経桜橋ビル10階	06-4796-7271
株式会社 大阪オリコミ	545-0011	大阪市阿倍野区昭和町2丁目5-2	06-6621-1481
株式会社 キョウエイアド・インターナショナル 神戸オフィス	651-0084	神戸市中央区磯辺通8丁目3-5 明治安田生命ビル6F	078-231-1722
株式会社 近宣 神戸支店	650-0021	神戸市中央区三宮町3-7-6 神戸元町ユニオンビル	078-325-1256
株式会社 広告のハミルトン	652-0032	神戸市兵庫区荒田町4丁目8番1号	078-511-1905
株式会社 神戸新聞事業社	650-0044	神戸市中央区磯上通7-1-8 三宮プラザWEST8階	078-200-6851
大宣広告株式会社	542-0081	大阪市中央区南船場4-2-18 佐野屋橋ビル2階	06-6252-8575
株式会社 大明社	650-0015	神戸市中央区多聞通5丁目1-26	078-341-1557
株式会社 電電広告	650-0002	神戸市中央区元町通6-5-8 松尾ビル3階	078-351-2345
日本広告企業株式会社	550-0002	大阪市西区江戸堀1-12-18	06-6441-1991
株式会社 浜田広告社	652-0032	神戸市兵庫区荒田町4丁目8番1号	078-335-8328
表示灯 株式会社 大阪支社	541-0051	大阪市中央区備後町4丁目2-10ナピタ灯阪ビル	06-6202-2611
株式会社 リード 神戸営業所	530-0001	大阪市北区梅田1丁目1番3-1400号 大阪駅前第3ビル	06-6346-0531
阪急阪神マーケティングソリューションズ株式会社	530-0015	大阪市北区中崎西2-4-12 梅田センタービル26階	06-6373-6825

別表Ⅱ：広告委託料及び指定代理店手数料一覧

媒体		委託料	手数料
高速鉄道 (地下鉄)	車内	中吊(KOBEトレイン含む)	広告料金の○%
		ドア横(額面)	
		ドア上(横枠)※ジャック含む	
		車両ステッカー	
		窓ステッカー・ドアベアステッカー・大型窓ステッカー・指詰めステッカー	
		棚上(小天井)※ジャック含む	広告料金の●%
		車内放送広告	
		トレインビジョン	
	ジャック	扉横ボディステッカー	広告料金の○%
		三宮スペシャルジャック(総合計)	広告料金の○%
		三宮E-WALL、E-WALL+、三宮B1ボードセット、プレミアムボード	
		三宮コンコースDS、三宮ホームDS40	
		三宮スペシャルジャックオプション	-
		プロモーションセット	広告料金の○%
		三宮エントランスビジョン	
		改札機ステッカー(三宮駅)	広告料金の○%
	駅舎	駅貼	広告料金の○%
		プレミアムボード、B2駅貼、ポスターセット	
		三宮E-WALLプロモーションセット	広告料金の○%
		三宮E-WALL、三宮E-WALL+、三宮エントランスシート、Mボード、B1ボード三宮駅セット	
		B1ボード(沿線)、新神戸Cheerボード、名谷バックン、B1単貼	広告料金の○%
		電飾看板(内照)	広告料金の○%
		ホームパネル(プラットフォームパネル)	
		改札階パネル(コンコースパネル)	
		電照看板(名谷L401～L408)	
		三宮ホームファブリックL117・L216 (3ヶ月間)	
		(12ヶ月間)	
		周辺案内図	
		駅名板広告	
		改札機ステッカー(駅舎ステッカー)	広告料金の○%
		パンフレットラック	広告料金の○%
		大型シート	広告料金の○%
		So-un/パネル、HANATOKIシート、三宮エスカBIGシート	
		三宮腰壁シート(L/R)、三宮エスカSシート	
		西神中央アイキャッチシート、西神中央HAKOMARU	
		ホーム柵シート	広告料金の○%
		DS(西神南・学園都市・新神戸)	広告料金の○%
		DS(三宮コンコース12基28面) R7.3～R8.5	広告料金の○%
		DS(三宮コンコース12基28面) R8.6～	広告料金の○%
		エントランスビジョン(三宮・名谷)	
		DS(三宮ホームサイネージ)	広告料金の○%
		DS(LIVE BOARD)	広告料金の○%
		広告協力金	-
	車内・駅舎	代理店持ち込み媒体	都度協議

	媒体		委託料	手数料
	車内	中吊 ワイド中吊	広告料金の○%	広告料金の●% 広告料金の●%
乗合自動車 (市バス)	車外・ その他	外側ステッカー、車道側中央側面シート(A)	広告料金の○%	広告料金の●%
		パートラッピング		広告料金の●%
		フルラッピング		
		Cheerバス(応援広告)		
		メガシート、車道側中央側面シート(B)		広告料金の●%
		その他(バス停広告)		広告料金の●%

※「広告料金」とは、原則「基準価格」を指すが、基準価格設定のない媒体については一般公開の「販売料金」を「広告料金」とする。

<注意事項>

- ①●に入る数値は、原則企画提案時の委託料率とする。
- ②上記に記載のない媒体については、別途甲が決定する。
- ③指定代理店手数料率については、参加申込者に限り追加で資料提供する。なお手数料率の変更については甲乙及び指定代理店と十分に協議の上、経過措置期間後変更可能とする。